

桶川市公共施設等管理適正化検討会議設置要綱

(平成 29 年 1 月 21 日市長決裁)

改正：令和 4 年 3 月 31 日市長決裁

(設置)

第 1 条 桶川市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に基づき、本市の公共施設等の維持管理、再配置等に関する全庁的な取組を推進するとともに、当該取組の庁内における情報共有を図るため、桶川市公共施設等管理適正化検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱において「公共施設等」とは、市が所有し、又は維持管理するすべての建築物その他の工作物をいう。

(所掌事項)

第 3 条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等の維持管理、再配置等の全庁的な取組に関すること。
- (2) 総合管理計画その他の公共施設等に関する計画等の進行管理に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公共施設等の全庁的な取組に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 会議は、議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、企画財政部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、秘書室副室長、企画財政部副部長、総務部副部長、環境経済部副部長、福祉部副部長、健康推進部副部長、都市整備部副部長及び教育部副部長の職にある者をもって充てる。

4 議長は、委員のうちからその職務代理者を指名することができる。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集する。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない理由があるときは、議長の承認を得て他の職員を代理人として出席させることができる。この場合において、第2項の規定の適用については、当該委員が出席したものとみなす。

5 会議は、必要があると認めるときは、職員その他の関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和元年11月18日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日市長決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。